

私学ボランティア基金運営規則

1. 事業の目的

国内の私立中学校・高等学校等が災害を被った際に、申請に基づき審議の上、所属する都道府県私学協会を経由して、見舞金の贈呈等の救援活動を行う。見舞金の贈呈に係る手続き・内容等は、別表に定める。

2. 会 員

都道府県私学協会に加盟し、かつこの事業の趣旨に賛同する私立中学校・高等学校等を会員とし、また、それ以外の者でこの事業の趣旨に賛同し後援する者を協力会員とする。

3. 会 費 等

学校が、事業の趣旨に賛同して会員として拠出する会費の額および納入方法は、下記のとおりである。

- ① 会 費 会員校に所属する教職員(常勤)および生徒(中学、中等教育前期・後期、高校全日制/定時制/通信制) 1人当たり年額10円とする。
- ② 特別会費 通常の年会費を超えて拠出する額および会員校の生徒会活動、クラブ活動等で得た収入から拠出する額を特別会費とする。
- ③ 納入方法 この事業に賛同する学校は、会費の積算根拠となる自校に所属する教職員数と生徒数およびそれらに基づく納入する会費額および特別会費を納入するときはその金額を記載した「私学ボランティア基金会費送金報告書」を所属する都道府県私学協会に送付し、自校分の納入会費については当該協会の指定口座に振り込むものとする。

4. 会費の取扱いおよび会計処理

- ① 「旧私学ボランティア基金」から継承した残余財産、「私学ボランティア基金」の会費として受領した金額およびこれらの預金から生ずる法定果実は、専用預金口座に積み立て、見舞金および付帯する手数料の支払いのみに使用するものとする。今後とも、これら以外の他の目的には一切使用あるいは流用しないものとする。
- ② 「私学ボランティア基金」に係る会計は、「中高連私学ボランティア基金 特別会計」として処理するものとする。

5. 「私学ボランティア基金」の積み立て目標

「私学ボランティア基金」は、当面5億円を目標として積み立てるものとする。

6. 「私学ボランティア基金」事業運営の所管

「私学ボランティア基金」の事業運営は、「総務広報委員会」が所管する。但し、見舞金の支払い等の事項については、必要に応じて定例の運営役員会で審議し、常任理事会の議を経て決定することができる。

7. 実 施

1. この規則は、平成24年4月1日から実施する。
2. この改正規則は、平成24年11月13日から実施する。
3. この改正規則は、平成26年9月9日から実施する。
4. この改正規則は、平成31年4月16日から実施する。
5. この改正規則は、令和2年2月18日から実施する。

<p>1 災害見舞金の贈呈手続き</p> <p>① 会員である学校は、所属する都道府県私学協会を通じて、私学ボランティア基金(以下基金)に対して災害見舞金を請求するものとする。なお、請求時点で工事計画や被害総額が未定の場合には、可及的速やかにこれを明確にし、特段の事情がない限り最初の申請から1年以内に所属する都道府県私学協会を通じて、再請求するものとする。</p> <p>② 基金では、請求内容を審査の上、所定の災害見舞金の贈呈を決定する。</p> <p>③ 基金での審査・決定は、所管委員会(必要に応じて運営役員会)、中高連常任理事会の順序でこれを行う。</p> <p>④ 会員以外の学校から災害見舞金の申請があったときは、当該校の過去5ヶ年度の会費納入実績を基準に、災害見舞金の減給若しくは不支給を含めて事案ごとに別途協議する。</p>
<p>2 災害見舞金の算定基準</p> <p>① 校舎・構造物の全損</p> <p>a 日常的に教育活動に使用し、かつ50㎡以上の面積を有する校舎等の構造物が火災により全焼したとき。ただし、学校管理下での重大な過失による失火等を除く。</p> <p>b 同じく校舎等が、自然災害、その他自己の責任によらない原因により倒壊あるいは流失したとき。</p> <p>c 同じく校舎等が、上記の原因により著しく破壊されもしくは傾斜するなどにより使用できなくなったとき。</p> <p>d 対象となる校舎等の敷地及び運動場等については自己所有又はそれに準ずることとし、遊水池等の条件のあるときは、事案ごとに別途協議する。</p> <p>② 設備・備品等の全損</p> <p>a 教育活動に使用する設備・備品等の大半が焼失もしくは流失、又は損壊し使用価値が失われたとき。</p> <p>b 前各事項には該当しないが、別途協議により同等の被害と認定するとき。</p>
<p>3 災害見舞金の金額</p> <p>A 激甚災害法に基づいて指定された災害による被害の場合</p> <p>① 被害物件の被害額が1億円以上の場合、250万円とする。</p> <p>② " 7,500万円以上1億円未満の場合、200万円とする。</p> <p>③ " 5,000万円以上7,500万円未満の場合、150万円とする。</p> <p>④ " 3,000万円以上5,000万円未満の場合、70万円とする。</p> <p>⑤ " 1,000万円以上3,000万円未満の場合、50万円とする。</p> <p>⑥ " 500万円以上1,000万円未満の場合、30万円とする。</p> <p>⑦ 備品等の被害金額の算出が難しいときは、同程度のものの購入価格を基準とする。</p> <p>B それ以外の災害による被害の場合</p> <p>① 被害物件の被害額が1億円以上の場合、150万円とする。</p> <p>② " 7,500万円以上1億円未満の場合、100万円とする。</p> <p>③ " 5,000万円以上7,500万円未満の場合、75万円とする。</p> <p>④ " 3,000万円以上5,000万円未満の場合、50万円とする。</p> <p>⑤ " 1,000万円以上3,000万円未満の場合、30万円とする。</p> <p>⑥ " 500万円以上1,000万円未満の場合、10万円とする。</p> <p>⑦ 備品等の被害金額の算出が難しいときは、同程度のものの購入価格を基準とする。</p>